

令和7年第13回海老名市選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和7年9月11日（木）午前9時から
- 2 場 所 海老名市役所 4階 401会議室
- 3 出席委員 委員長 永江次夫
委員 中島賢太郎 杉山秀雄 佐藤政夫
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 篠原局長、煤賀係長、佐藤書記
- 6 会議の案件
 - (1) 議案第54号 裁判員候補者予定者を選定すること
 - (2) 議案第55号 検察審査員候補者予定者を選定すること
- 7 会議の記録

【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が有効に成立している旨を告げる。

（午前8時55分 開会）

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

（事務局、日程を説明）

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとおり会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第54号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第54号 裁判員候補者予定者を選定すること】

事務局 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条の規定により、本市に割り当てられた裁判員候補者予定者141名を選定したい。141名という数値は、横浜地方裁判所管内の裁判員候補者総数から1人ずつを管内市町村に割り

振り、残りの人数は管轄区域内の各市町村の選挙人名簿登録者数の総数に対する割合に応じて算定された数値である。

なお、裁判員候補者予定者については、裁判所から提供されたソフトで適切に選定されていることを報告する。

委員長 議案について質疑を求める。

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

委員長 次に、議案第55号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第55号 検察審査員候補者予定者を選定すること】

事務局 検察審査会法第10条の規定により、本市に割り当てられた検察審査員候補者予定者24名を選定したい。なお、内訳については、横浜第一検察審査会、横浜第二検察審査会、横浜第三検察審査会で、それぞれ8名ずつの検察審査員候補者予定者を決定することになっているので、合わせて24名になる。横浜検察審査会の管内検察審査員候補者総数から1人ずつを管内市町村に割り振り、残りの人数は管轄区域内の各市町村の選挙人名簿登録者数の総数に対する割合に応じて算定された数値で検察審査会検察審査員候補者予定者についても、裁判所から提供されたソフトで適切に選定されていることを報告する。

委員長 議案について質疑を求める。

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告げる。

【協議事項】

委員 長 近年、投票所における本人確認に関連して、「なりすまし投票」や「投票所でのアウティング」に係る報道が散見される。これを踏まえ、公職選挙法の範囲内において、円滑な本人確認の手续や有権者への依頼方法等について、適切な対応策を調査・研究する必要がある。

事務局 次回選挙に向けて、調査・研究を進めることとした。